

令和5年度東京都

「東京版EMPファンド創設」に係る

「東京版EMPファンド運営事業者」募集要項

目次

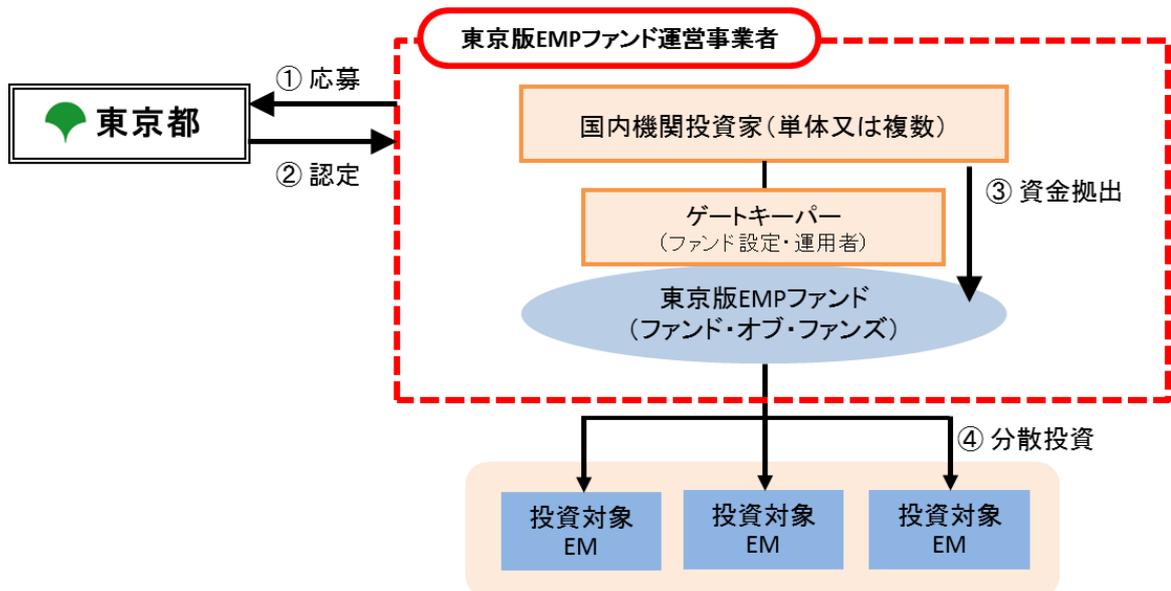
第1	事業目的.....	1
第2	事業の概要.....	1
第3	定義.....	3
第4	事業スキーム.....	4
第5	投資対象EM.....	7
第6	東京版EMPファンドの要件.....	8
第7	運営事業者の要件.....	9
第8	応募手続.....	10
第9	選定方法.....	10
第10	業務実績報告.....	11
第11	運営事業者認定の取消し.....	11
第12	提出書類.....	12
第13	令和4年度認定済み運営事業者、東京版EMPファンドの取扱い.....	14
第14	その他.....	14
別紙A	参加申込書 兼 誓約書	
別紙B	運営事業者の概要	
別紙C	業務提案書	
別紙D	スキーム図	
別紙E	東京版EMPファンド業務開始報告書	
別紙F	投資対象EMの選定報告書	
別紙G	東京版EMPファンド資産運用業務実績報告書（四半期報告書）	
別紙H	継続認定に関する申請書	

第 1 事業目的

日本には諸外国の国際金融センターと比べ資産運用業者が少ないことに加え、欧米やシンガポールなどにみられるような、機関投資家が新興資産運用業者（Emerging Manager、以下「EM」という。）に対して資金を預け、育成につなげていく仕組み（Emerging Managers Program、以下「EMP」という。）が存在しない。令和 5 年度「東京版 EMP ファンド」創設に係る「東京版 EMP ファンド運営事業者」募集要項（以下「要項」）は、国内機関投資家が EM 向け運用資金を提供することにより EM を育成する東京版 EMP ファンドを創設、運営する東京版 EMP ファンド運営事業者（以下「運営事業者」という。）を募集するものである。

第 2 事業の概要

1 事業スキーム

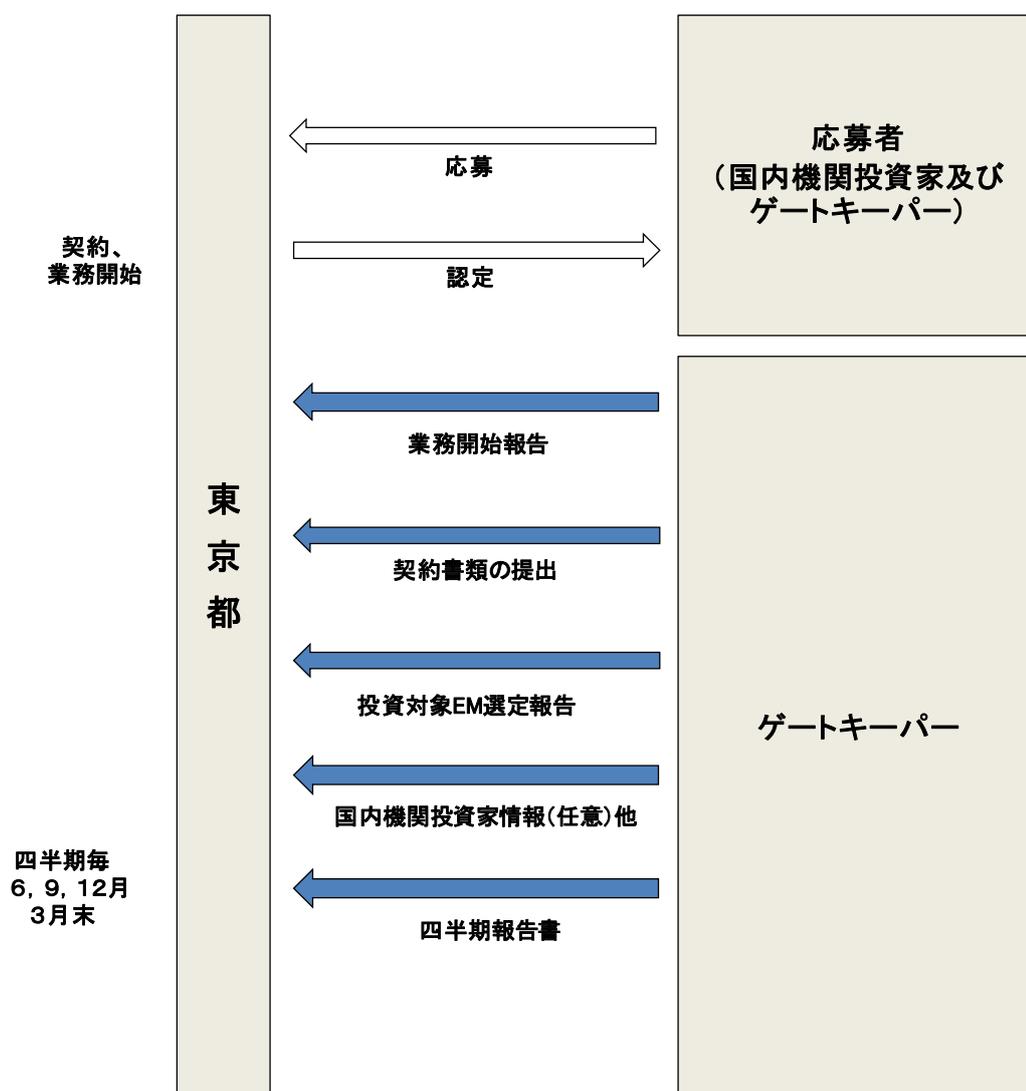


- ① 国内機関投資家とゲートキーパーが共同で運営事業者の認定を受けるべく応募する（ただし、国内機関投資家候補の見込みのあるゲートキーパーは単体での応募も可とする。）。
- ② 東京都は応募者の中から運営事業者を認定する。
- ③ 国内機関投資家は東京版 EMP ファンドに資金拠出を行う。
- ④ 東京版 EMP ファンドは投資対象 EM が運用するファンド等へ分散投資を行う。

2 実施期間

本事業の実施期間は、令和5年4月1日（土曜日）より令和6年3月31日（木曜日）までとする。

3 事務フロー図



4 提出書類に関しては、「第12 提出書類」を参考とすること

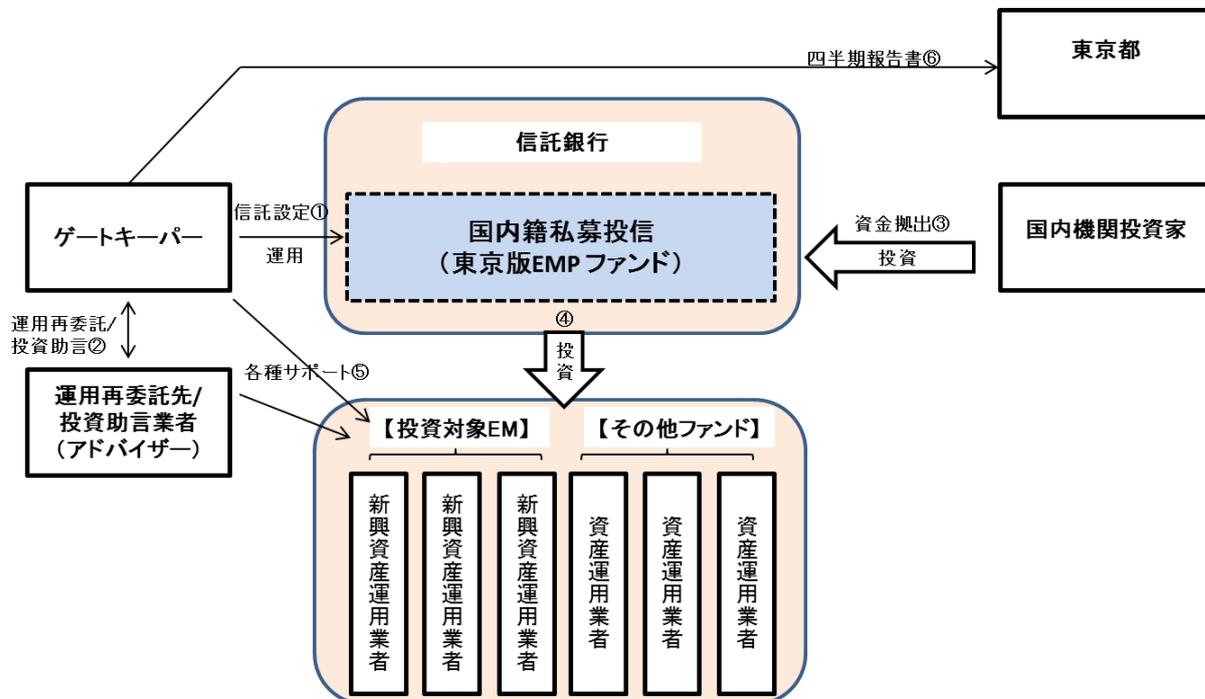
第3 定義

投資対象EM	「第5 投資対象EM」参照
東京版EMPファンド	投資対象EMが運用するファンド等へ投資を行うファンドであり、「第6 東京版EMPファンドの要件」を満たすファンド。 認定日（＝東京版EMPファンドの運営事業者を東京都が認定した日）以降に下記に定義するゲートキーパーによって設定されたファンド、又は認定日時点で既に設定され東京都の認定を受けたファンド
国内機関投資家	東京版EMPファンドの投資家（最終受益者）で、内国法人である者
ゲートキーパー	東京版EMPファンドの運用者として東京都より認定された者
運営事業者	東京版EMPファンドに投資を行う国内機関投資家及びゲートキーパー、又は国内機関投資家候補の見込みのあるゲートキーパーで「第7 運営事業者の要件」を満たす者
子会社等	子会社、関連会社及び関係会社を指し、その定義は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）による。

第4 事業スキーム

1 事業スキーム例として例1から例3を示す。

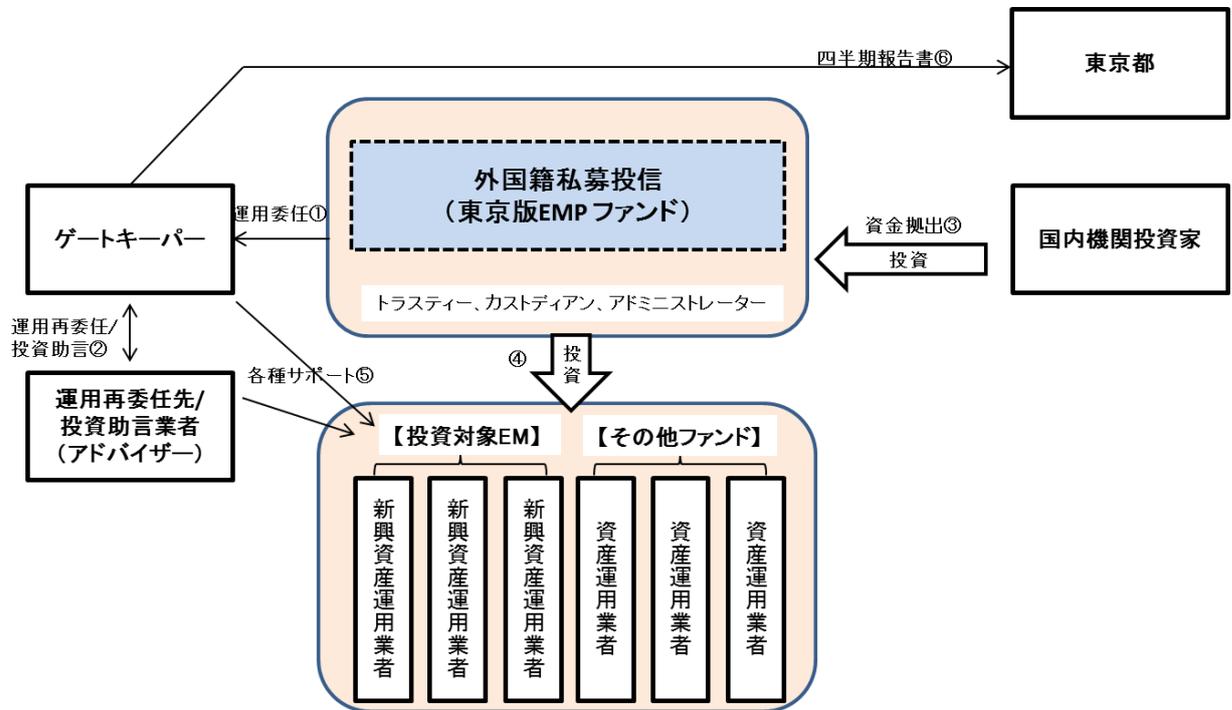
(1) スキーム例1



(スキームの概要)

- ① 東京都が認定したゲートキーパーは、東京版EMPファンド（国内籍私募投信）を設定する。
- ② ゲートキーパーは、運用再委託先又は投資助言業者（アドバイザー）と、東京版EMPファンドが行う投資対象EMへの投資に関する運用再委託契約又は助言契約を締結する（任意）。
- ③ 国内機関投資家（及び海外機関投資家）は東京版EMPファンドに資金拠出（投資）を行う。
- ④ 東京版EMPファンドは、投資対象EMが運用するファンド等へ投資する。
- ⑤ ゲートキーパーは、EM育成のために各種のサポートを行う。又は、運用再委託先、投資助言業者（アドバイザー）に各種サポートの全て又は一部を委任する。
- ⑥ ゲートキーパーは、四半期報告書を東京都に提出する。

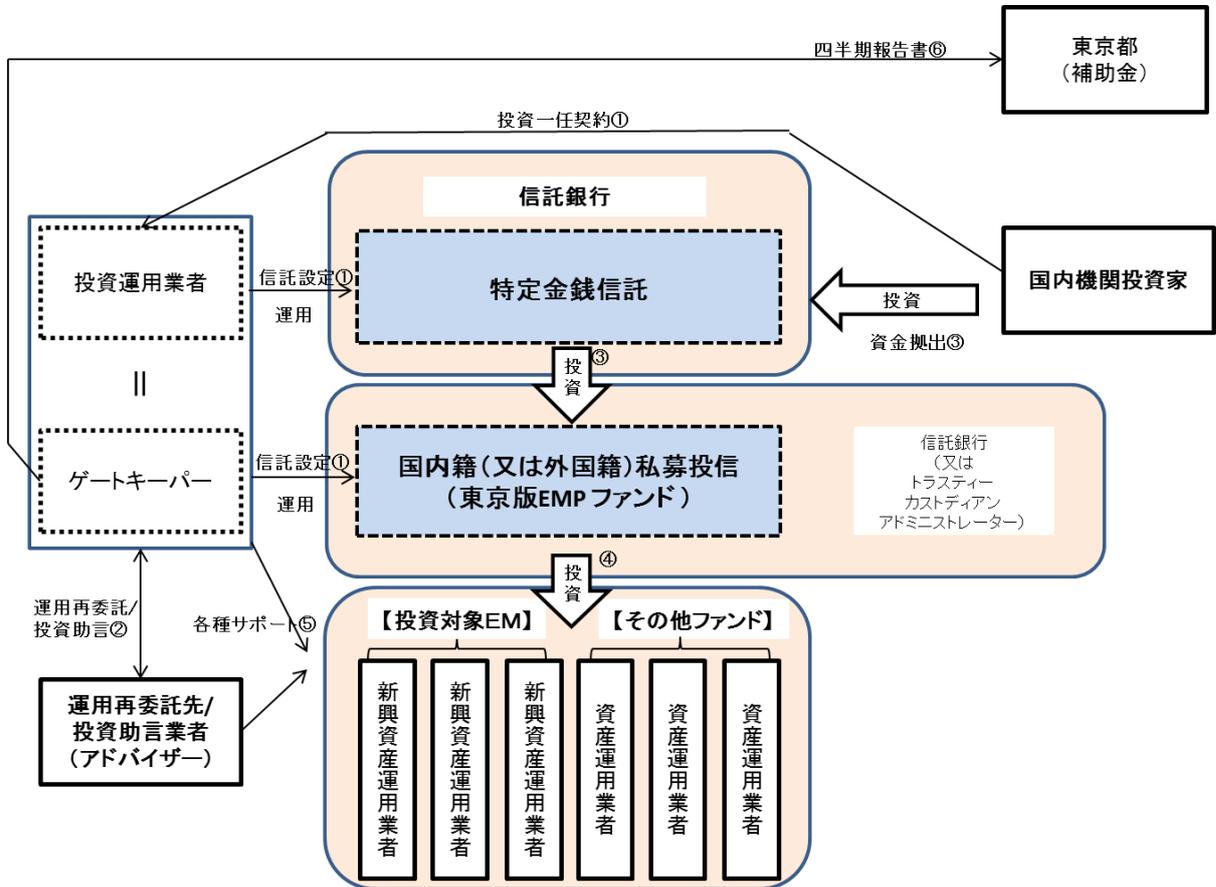
(2) スキーム例2



(スキームの概要)

- ① トラスティーは、東京版EMPファンド（外国籍私募投信）を設定、東京都が認定したゲートキーパーに運用を委任する。
- ② ゲートキーパーは、運用再委任先又は投資助言業者（アドバイザー）と、東京版EMPファンドが行う投資対象EMへの投資に関する運用再委任契約又は助言契約を締結する（任意）。
- ③ 国内機関投資家（及び海外機関投資家）は東京版EMPファンドに資金拠出（投資）を行う。
- ④ 東京版EMPファンドは、投資対象EMが運用するファンド等へ投資する。
- ⑤ ゲートキーパーは、EM育成のために各種のサポートを行う。又は、運用再委任先、投資助言業者（アドバイザー）に各種サポートの全て又は一部を委任する。
- ⑥ ゲートキーパーは、四半期報告書を東京都に提出する。

(3) スキーム例3



(スキームの概要)

- ① 国内機関投資家は、投資運用業者と投資一任契約を締結し、国内の信託銀行に特定金銭信託を設定する。また、東京都が認定したゲートキーパーは、東京版EMPファンドを設定する。
- ② ゲートキーパーは、運用再委託先又は投資助言業者（アドバイザー）と、東京版EMPファンドが行う投資対象EMへの投資に関する運用再委託契約又は助言契約を締結する（任意）。
- ③ 国内機関投資家は特定金銭信託に資金拠出（投資）を行う。また、当該特定金銭信託（及び海外機関投資家）は東京版EMPファンドに投資する。
- ④ 東京版EMPファンドは、投資対象EMが運用するファンド等へ投資する。
- ⑤ ゲートキーパーは、EM育成のために各種のサポートを行う。又は、運用再委託先、投資助言業者（アドバイザー）に各種サポートの全て又は一部を委任する。
- ⑥ ゲートキーパーは、四半期報告書を東京都に提出する。

2 その他、運営事業者が提案し、東京都が認定したスキームも可とする。

第5 投資対象EM

投資対象EMとは、1「創業型EM」又は2「誘致型EM」のいずれかに該当し、3「要件」に掲げる(1)から(14)の要件を全て満たす者とする。

- 1 創業型EM：3(1)の登録前に、日本国外において資産運用に関連する免許を保有する資産運用会社又はその子会社等でない者を指す。
- 2 誘致型EM：日本国外において資産運用に関連する免許を保有する資産運用会社又はその子会社等であって、3(1)の登録を新たに受けた者を指す。なお、既に日本国内に3(1)の登録を受けた子会社等を設立している外国法人が、新たに設立した子会社等は除く。

3 要件

(1) 登録基準

金融庁又は関東財務局に金融商品取引業者(投資運用業)の登録をしていること(金融商品取引法第29条の5第1項に規定する「適格投資家向け投資運用業」を含む)、又は投資助言・代理業(金融商品取引法第2条第8項第11号、13号)の登録をしており、令和9年度末までに、投資運用業又は適格投資家向け投資運用業の登録を目指していること。なお、投資対象EMが投資助言・代理業の場合、本要項における運用会社とは当該投資助言・代理業者を指し、投資対象EMの運用するファンドとは当該投資助言・代理業者が助言を行っているファンドを指すものとする。

(2) 「顧客本位の業務運営に関する原則」採択していること、又は令和6年3月31日までに採択を予定していること(ただし、投資助言・代理業者には適用しない。)

(3) スチュワードシップ・コードの受入れを表明していること。又は令和6年3月31日までに受入れの表明を予定していること(ただし、投資助言・代理業者には適用しない。)。コードそのものの受入れを表明しない場合には、その理由をゲートキーパーが東京都に説明すること

(4) 運用年数基準

創業型EM：平成27年4月1日以降に、上記(1)の登録を受けていること

誘致型EM：平成27年4月1日より前に、日本国外で運用を開始していない資産運用会社又はその子会社等(グループ会社の運用実績を含む)であって、令和2年4月1日以降に、上記(1)の登録を受けていること

(※)平成27年4月1日より前に金融商品取引業者(第一種業、第二種業、投資助言・代理業)又は金融商品取引法第63条に基づく適格機関投資家等特例業者であったものが、平成27年4月1日以降に、上記(1)の投資運用業または適格

投資家向け投資運用業の登録を受けている場合も要件を満たすものとする（会社法上の大会社を除く）。

(5) 所在地基準

東京都において法人の設立又は支店の設置の登記を行っていること

(6) 運用残高基準

東京版EMPファンドが投資対象EMに投資決定をした直近の月末における投資対象EMのグループ会社を含めた運用残高が1,000億円未満とする（ただし、投資助言・代理業者の場合は、投資助言・代理業務に係る残高とする）。

(7) 主要株主基準

以下ア、イの子会社等となっていないこと

ア 会社法上の大会社

イ 金融庁から免許、許可、登録等を受けている金融機関

(8) 投資対象基準

原則として、金融商品取引法上の金融商品を投資対象とし、現物資産（木材、農産物、鉱物、不動産等）への直接投資は含まないこと

(9) 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと

(10) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと

(11) 過去に国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと

(12) 行政処分により業務停止命令の期間中である運用会社でないこと。行政処分により業務改善命令を受けており、行政庁に対する報告等の対応が全て完了していない運用会社でないこと

(13) 違法若しくは適法性に疑義のある事業又は公序良俗に問題のある事業を営んでいないこと

(14) その他、投資対象EMとして認めるにあたり不適切とみなす事項がないこと

第6 東京版EMPファンドの要件

東京版EMPファンドは、以下の要件を全て満たさなければならない。

1 東京都が認定した東京版EMPファンド運営事業者（国内機関投資家を除く）が運用するファンドで下記のいずれかの要件を満たすファンド

(1) 既存ファンドの場合、「別紙C 業務提案書」に名称が記載されたファンド

(2) 新規に設定するファンドの場合、運営事業者により新規に設定されたファンド等

で、「別紙E 東京版EMPファンド業務開始報告書」に名称が記載されたファンド

- 2 5社以上の投資対象EMが運用するファンドへの分散投資を目指す。
- 3 投資対象EM1社当たりの投資額は概ね50億円とする。ただし、当初は少額とし、その後追加投資を検討していくことも可とする。
- 4 東京版EMPファンドは投資対象EMが運用するファンド以外のファンドに投資することも可とする。

第7 運営事業者の要件

1 国内機関投資家の要件

EMに資金を預け、育成につなげるという東京都の行政目的に賛同し、投資対象EMへの資金拠出を行う予定であること

2 ゲートキーパーの要件

ゲートキーパーは、以下の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 日本国内における金融商品取引業者（投資運用業）、又は海外で同様の免許を保有する投資運用業者（当該法人の国内子会社等であって、金融庁又は関東財務局に金融商品取引業者（投資運用業）（金融商品取引法第29条の5第1項に規定する「適格投資家向け投資運用業」を含む。）、又は投資助言・代理業（金融商品取引法第2条第8項第11号、13号）の登録をしており、東京版EMPファンドの運用に関し、当該法人に対して助言行為等を行う者を含む。）
- (2) 国内機関投資家と海外機関投資家の運用資金を合算し、投資対象EMへ総額100億円以上の資金拠出を目指すこと。
- (3) 顧客本位の業務運営に関する原則を採択していること
- (4) スチュワードシップ・コードの受入れを表明していること
ゲートキーパーが外国法人の場合は、(3)、(4)につき、同様の取組に関して選定に関する委員会（以下「選定委員会」という。）で説明すること

3 運営事業者の共通要件

運営事業者は、以下の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと
- (2) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと

こと

- (3) 過去に国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと
- (4) 行政処分により業務停止命令の期間中でないこと。行政処分により業務改善命令を受けた場合、行政庁に対する報告等の対応が全て完了していること
- (5) 違法若しくは適法性に疑義のある事業又は公序良俗に問題のある事業を営んでいないこと

第8 応募手続

1 応募書類の提出

募集期間内に、次の提出先まで持参又は郵送すること（要事前連絡）

提出先：スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部国際金融都市担当宛て
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号東京都庁第一本庁舎
電話 03-5388-2144

2 募集期間

令和5年4月1日（金曜日）から令和6年2月28日（火曜日）午後3時まで
ただし、東京都が募集期間を切り上げることがある。

3 提出書類

「第12 提出書類」を参照のこと

第9 選定方法

1 予備調査

応募者が応募資格の要件を満たしているかについて、東京都職員が書面上の確認を行う。

2 選定委員会

- (1) 東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室に選定委員会を設置する。
- (2) 選定委員会は応募者から提出された応募書類及び面談により、運営事業者の選定を行う。
- (3) 選定委員会の時間、集合場所等の詳細は応募者に別途連絡する。
- (4) 選定委員会での選定以降に東京版EMPファンドへの投資の申込のあった国内機関投資家は、原則として前項の予備調査にて決定するが、必要に応じて選定委員会

の決議によって決定する。

3 注意事項

- (1) 東京都から追加資料の提出や説明を求められた場合、応募者は速やかにその対応を行うこと
- (2) 東京都が認定することが困難と判断される課題が見受けられる場合（応募者として（1）の速やかな対応が困難な場合を含む）には、選定委員会での選定は行わない。
- (3) 選定結果に関する問合せ（選定されなかった理由等）には一切応じない。
- (4) 選定結果については、選定の可否を書面で通知する。
- (5) 東京都は、自らの裁量において予告なく本要項に定める手続について、変更又は中止等を行うことができるものとする。また、東京都は、本要項に定める手続の変更又は中止等によって生じるいかなる損害、損失又は費用に対し、一切の責任を負わないものとする。

第10 業務実績報告

運営事業者のうちゲートキーパーは、以下の報告を東京都に行わなければならない。

- 1 「別紙E 東京版EMPファンド業務開始報告書」と東京版EMPファンドの運用に係る契約書の写しを業務開始後、速やかに東京都へ提出する。
- 2 投資対象EMを選定したときは、速やかに「別紙F 投資対象EMの選定報告書」とその他の提出書類を東京都へ提出し、東京都の了承を得る。東京版EMPファンドが既存ファンドで、認定日以降で最初に投資対象EMに追加投資することを決定したときは、速やかに「別紙F 投資対象EMの選定報告書」とその他の提出書類を提出し、東京都からの了承を得る。
- 3 当該四半期において「投資対象EM」への投資が実施されている場合、四半期末の実績について、翌月末日までに「別紙G 東京版EMPファンド資産運用業務実績報告書（四半期報告書）」を東京都へ提出する。なお、当該四半期において「投資対象EM」への投資が実施されていない場合、別紙Gの提出は任意とする。

第11 運営事業者認定の取消し

- 1 東京都は、運営事業者が本事業の実施期間中に「第7 運営事業者の要件」を満たさないことが認められた場合は、運営事業者の認定を取り消すことができる。
- 2 運営事業者は、本事業の実施期間中に、事業の継続が困難な状況に陥るなど、運営事業者としての業務の継続に支障をきたすような事象が発生した場合は、速やかに東京都と協議すること

第12 提出書類

1 応募に際し、東京都に提出する書類等は次のとおりとする。

提出書類	必要部数	備考
参加申込書 兼 誓約書 (※1) (※2)	1部	様式は「別紙A」を用い、応募者の全てが記入すること。複数の国内機関投資家が共同で投資する場合、全ての国内機関投資家が記入すること (☆)
運営事業者の概要 (※1) (※2)	1部	様式は「別紙B」を用いること (☆)
業務提案書 (※1)	1部	様式は「別紙C」を用いること
スキーム図	1部	様式は「別紙D」を用いること
履歴事項全部証明書 (※2)	1部	直近3ヶ月以内に取得したもの
法人税、消費税に関する納税証明書 (その1 納税額等証明用) (※2)	1部	最新のもの
会社案内・パンフレット (※2)	1部	
事業報告書又は有価証券報告書等、業務の実績及び財務の状況を説明したもの (※2)	1部	直近3期分
ゲートキーパーの「顧客本位の業務運営に関する原則」の採択を示す資料	1部	ゲートキーパーが提出すること (除く、ゲートキーパーの国内子会社等)
ゲートキーパーのスケジュール・コードの受入れを示す資料	1部	ゲートキーパーが提出すること (除く、ゲートキーパーの国内子会社等)
その他東京都が必要と認めた書類	1部	別途指示があった場合に提出

(※1) ゲートキーパー単独での応募の場合 (「別紙A」及び「別紙B」に国内機関投資家の記載のない場合) には「別紙C」に国内機関投資家候補を記載のこと。ゲートキーパーの国内子会社等の届出を行う場合は、記載のこと

(※2) 応募者の全てが提出すること

履歴事項全部証明書、納税証明書に関して、応募者が外国法人の場合は、当該国での類似の書類で代用するものとする (米国の例、Good Standing Certificate)。

外国法人で財務諸表非公開などの理由により、財務諸表の開示ができない場合は、監査法人による事業の継続性に関する監査報告等で代用できる。

「別紙A」及び「別紙B」並びに「別紙C」にゲートキーパーの国内子会社等の記載がある場合は、ゲートキーパーの国内子会社等に係る履歴事項全部証明書、納税証明書も提出のこと

(☆) 原本を提出のこと

2 東京版EMPファンドの認定後、東京都に提出する書類等は次のとおりとする。

提出書類	必要部数	備考
東京版EMPファンドの運用に係る契約書の写し	1部	信託報酬、費用が明記されている運用関連費用の計算に関連する契約書等 (国内籍私募投信の約款、外国籍私募投信契約書(カスタディアン、トラスティー、アドミニストレーターとの契約を含む)、投資助言会社(アドバイザリー)との契約書等)
東京版EMPファンド業務開始報告書	1部	様式は「別紙E」を用いること

3 投資対象EMを選定したとき、東京都に提出する書類等は次のとおりとする。

提出書類	必要部数	備考
投資対象EMの選定報告書	1部	様式は「別紙F」を用いること
投資対象EMの説明資料	1部	ゲートキーパーは、投資家向けのファンド案内等、投資対象EMの内容がわかるものを提出すること
東京版EMPファンドの国内機関投資家についての情報(任意提出)	1部	ゲートキーパーは、国内機関投資家(匿名可能)、投資開始日、投資額(又は持分)を記載した書面を提出すること
投資対象EMの「顧客本位の業務運営に関する原則」の採択を示す資料	1部	選定時点で未策定の場合、これを速やかに策定し、令和6年3月31日までに提出すること
投資対象EMのスチュワードシップ・コードの受入れを示す資料	1部	選定時点で受入れがなされていない場合、これを受入れ後、令和6年3月31日までに提出すること。コードそのものの受入れを表明しない場合には、その理由をゲートキーパーが東京都に説明すること

4 投資対象EMへの投資が実行された四半期末に、東京都に提出する書類等は次のとおりとする。なお、当該四半期において「投資対象EM」への投資が実施されていない場合、四半期報告書の提出は任意である。

提出書類	必要部数	備考
東京版EMPファンド資産運用業務実績報告書（四半期報告書）	1部	様式は「別紙G」を用いること

5 継続認定時に東京都に提出する書類等は次のとおりとする。

提出書類	必要部数	備考
継続認定に関する申請書	1部	様式は「別紙H」を用いること

(注1) 内国法人でない場合、押印に代えて自署にて代用することができる。

(注2) 書類を作成する上で、参照する情報が、外貨表記されている場合、「別紙A 参加申込書 兼 誓約書」から「別紙F 投資対象EM選定報告」に関しては当該書類作成日の5営業日前の為替レートにより円換算すること。また、「別紙G 東京版EMPファンド資産運用業務実績報告書（四半期報告書）」は報告対象期間末の為替レートを使用する。ここで、為替レートとは、東京都指定金融機関の電信売買相場の仲値（午前10:00 外国為替公示相場）を指す。

第13 令和4年度認定済み運営事業者、東京版EMPファンドの取扱い

- 令和4年度東京都「東京版EMPファンド創設」に係る「東京版EMPファンド運営事業者」募集要項にて認定された運営事業者のうち、既に「東京版EMPファンド」を設定した者で「別紙H 継続認定に関する申請書」を提出した者は、本要項においても継続して認定（以下「継続認定」という。）されたものとする。運営事業者が設定済の「東京版EMPファンド」は、本要項においても継続して認定されたものとする。ただし「東京版EMPファンド」のスキームを変更するなど、認定時と大きく条件が異なると東京都が判断し、その旨を通知した場合、再度応募する必要がある。
- 継続認定された者は、本要項に従って業務遂行する。

第14 その他

- 本事業は、EMの育成を図るものであり、任務懈怠の場合を除き、運営事業者、投資対象EMは運用の成果に関して東京都より責任を問われることはない。
- 東京版EMPファンドの運営主体は民間事業者であり、東京都の役割は、東京版EMPファンドを運営する民間事業者を公募し、事業者を認定するものである。したがって、東京都は東京版EMPファンドの運用結果に関し何ら責任を負わない。

参加申込書 兼 誓約書

東京都知事 殿

令和5年度東京都「東京版EMPファンド創設」に係る「東京版EMPファンド運営事業者」として認定されることを希望いたします。そのため、選定委員会に参加いたします。

令和5年度東京都「東京版EMPファンド創設」に係る「東京版EMPファンド運営事業者」認定の申請を行うに当たり、当該申請により事業に従事する者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

また、東京版EMPファンドの運用主体は民間事業者であり、東京都の役割は、新興資産運用業者へ資金を拠出する民間事業者を公募し、事業者を認定するものです。したがって、東京都が東京版EMPファンドの運用結果に関し何ら責任を負わないことに同意いたします。

ただし、新規ファンドの場合、現時点でファンドの設定を約束するものではありません。

ゲートキーパー 年 月 日

住所

氏名

印

ゲートキーパーの
国内子会社等 (※) 年 月 日

住所

氏名

印

国内機関投資家 1 年 月 日

住所

氏名

印

国内機関投資家 2 年 月 日

住所

氏名

印

国内機関投資家 3 年 月 日

住所

氏名

印

(※) ゲートキーパーの国内子会社等の届出を行う場合は記載のこと。株主構成等、国内子会社であることを示す書類を提出すること

(注1) 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること

(注2) 内国法人でない場合、押印に代えて自署にて代用することができる。

運営事業者の概要

東京都知事 殿

応募者の別 (該当するものを選択)	国内機関投資家・ゲートキーパー・ゲートキーパーの国内子会社 等
名称	
所在地	
代表者	印
担当部署	
担当者氏名	
電話番号	
FAX	
Eメール	
URL	

事業の内容				
過去3期の決算状況と 今期の見込み	(百万円)			
		年 月期	年 月期	年 月期 (予)
	全体収益			
	経常損益			
	当期純損益			
	純資産			
	総資産			
負債総額				
組織体制又は組織図				
代表者の経歴	役職: 氏名: 経歴:			
マネーロンダリング、 暴力団等の反社会的 勢力を排除する方法 (考え方)				
投資予定の東京版EM Pファンド(※)	ゲートキーパー名 () 東京版EMPファンド名 ()			

(※) 運営事業者として認定後に、東京版EMPファンドへ投資を行う国内機関投資家のみが記入すること

(注) 応募者は、国内機関投資家・ゲートキーパー・ゲートキーパーの国内子会社等のうち該当するものを選択し、それぞれ本書類を記載し提出のこと

業務提案書

[会社名を記載]

第1 機関投資家の概要	
国内機関投資家 1	1 名称
	2 東京版EMPファンドへの最大拠出可能額
	3 総資産額（令和4年度末）
国内機関投資家 2	1 名称
	2 東京版EMPファンドへの最大拠出可能額
	3 総資産額（令和4年度末）
国内機関投資家 3	1 名称
	2 東京版EMPファンドへの最大拠出可能額
	3 総資産額（令和4年度末）
国内機関投資家候補 （※1）	1 名称
	2 東京版EMPファンドへの最大拠出可能額
	3 総資産額（令和4年度末）
第2 ゲートキーパー（含むアドバイザー）の概要	
1 ゲートキーパー （1）ゲートキーパーの名称 （2）ゲートキーパーの投資運用業に係る免許 （3）ゲートキーパーの国内子会社等（届出する場合）の名称、登録及び助言行為等の内容 （4）アドバイザーの名称	
2 これまでの資産運用業務の運営実績 （1）運用可能なアセットクラス （2）経営戦略 （3）業務運営に対する知見、専門知識、その他アピールできる能力等	
3 これまでのゲートキーパーとしての新興資産運用業者の育成実績	
4 東京版EMPファンドでの新興資産運用業者の育成計画	

第3 東京版EMPファンドのスキーム概要		
1 東京版EMPファンドの名称（既存の場合）、又は新規設定予定日		
2 運用関連費用の支払予定先		
機関	名称	運用関連費用の概算額（i）
ゲートキーパー		（千円）
信託銀行（ii）		（千円）
トラスティー(iii)		（千円）
カストディアン(iii)		（千円）
アドミニストレーター(iii)		（千円）
合計		（千円）
（i） 令和5年度予定		
（ii） 東京EMPファンドが国内籍私募投信の場合		
（iii） 東京EMPファンドが外国籍私募投信の場合		
3 東京版EMPファンドの運用手法（予定）		
（1）投資対象EMの発掘方法		
（2）投資対象EM1社当たりの投資金額（上限・下限）		
（3）投資対象EMへの最大拋出可能額（※2）		
（4）投資対象EMの運用方針、投資対象		
（5）投資対象EMのベンチマーク又は目標収益率、リスク（標準偏差）		
（6）本投資におけるモニタリング手法、リスク管理手法		

(※1) 「第3 定義」の運営事業者にある「国内機関投資家候補の見込みのあるゲートキーパー」として応募し、「別紙A 参加申込書 兼 誓約書」の書面に国内機関投資家の記載がない場合は、国内機関投資家候補を記載すること。投資可能性の高い投資家の記載、又は具体的な販売会社経由での販売予定の記載も可とする。

(※2) 「第7 運営事業者の要件」を参照のこと

1 「業務提案書」を記載する上での前提

- (1) 要件確認、報告及び検査といった必要手続に協力すること
- (2) 東京都の認定した「東京版EMPファンド運営事業者」として、東京版EMPファンドを適切に運営するといった観点から、業務提案書を作成すること

2 注意事項

- (1) 業務提案書の記載に当たっては、上記項目を全て盛り込むこと
- (2) 資料の作成等、参加に必要な経費は応募者の負担とする。

- (3) 提出書類は、いずれも返却しない。不要となった書類の廃棄については、東京都
が責任をもって行う。
- (4) 必要と認める場合には、追加資料を徴求することがある。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (6) 業務提案書の様式は任意とするが、記載内容の項番等（項番の順序を含む）につ
いては、上記の通りとする。
- (7) 東京都が必要資料を別途明確に要求した場合を除き、書類提出期間後の追加資料
提出は一切認めない。

スキーム図

「第4 事業スキーム」のスキーム例を参考に、スキーム図を作成すること。必要に応じ、業務運営に関連する資料を添付してもよい（書式自由）。

東京版EMPファンド業務開始報告書

東京都知事 殿

運営事業者（ゲートキーパー）

氏名（業務責任者）

_____ 印

1 東京版EMPファンド名称

2 東京版EMPファンドの認定日（既存ファンドの場合）又は業務開始日（新規に設定したファンドの場合）

_____年 月 日

別途、関連契約書のコピー等を添付いたします。

投資対象EMの選定報告書

東京都知事 殿

運営事業者（ゲートキーパー）

氏名（業務責任者）

印

1 「投資対象EM」名称	
2 金融庁（関東財務局） 登録番号	
3 投資開始日	
4 投資金額	(百万円)
5 投資時点（※）における 投資対象EM（グループ 会社を含む）の運用残高	(百万円) (年 月 日時点)

（※）投資決定時直近の月末とする。

別途、投資対象EMに関連する書類等を添付いたします。

投資対象EMが投資助言・代理業者の場合、投資運用業又は適格投資家向け投資運用業の登録に関する計画： _____

東京版EMPファンド資産運用業務実績報告書

(四半期報告書)

運営事業者 (ゲートキーパー)

氏名 (業務責任者)

印

1 報告対象期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

2 報告内容

(1) ゲートキーパーが報告対象期間において投資を検討した投資対象EMのファンド数 (約定しなかったものを含む)	(件)
(2) 報告対象期間中に新規に投資を開始した投資対象EMのファンド数	(件)
(3) 報告対象期間中の東京版EMPファンドの基準価額の変動率又は収益率 (IRR法)	(%)
(4) 報告対象期間末時点での東京版EMPファンドの運用残高	(百万円)
(5) 報告対象期間末時点での東京版EMPファンド中の投資対象EMの運用残高	(百万円)
(6) 報告対象期間末時点での東京版EMPファンド中の投資対象EMのファンド数	(件)
(7) 報告対象期間末時点での国内機関投資家の投資金額 (※)	(百万円)

(※) 運営事業者が国内籍である場合は必ず記載すること

3 対象の為替レート

通貨 [] 円

年 月 日

継続認定に関する申請書

会社名

代表者

_____ 印

- 1 申請日 _____ 年 月 日
- 2 東京版EMPファンド名 (_____)
- 3 会社概況
重要な変更点（代表者、金融庁登録内容の変更等）
- 4 令和5年度東京版EMPファンドに関する計画
 - (1) 国内機関投資家の見込み
 - (2) 投資対象EMへの投資計画
 - (3) スキーム、手数料率等の変更点
- 5 その他、認定後からの重要な変更点等の有無とその内容